

児童手当現況届の提出をお忘れなく!

現在、児童手当を受給している方に「現況届」をお送りしますので、必要事項をご記入いただき、6月中に下記までご提出ください。なお、添付書類が必要な方には、現況届に記載していますので、現況届と併せてご提出をお願いします。現況届を提出されないと、令和2年10月以降に支給される手当が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。 ※郵送での提出にご協力ください。

問合 保健福祉課(子育て支援) 1階⑫番
☎6915-9107
※問合せ可能日時/月～金曜日9時～17時30分
(金曜日のみ 9時～19時)

介護保険利用者「負担限度額認定等」の更新について

介護保険施設等への入所や短期入所(ショートステイ)を利用した場合の食費・居住費の負担軽減の認定証および社会福祉法人等による利用者負担軽減の認定書の有効期限は7月31日(金)です。

更新申請が必要な主な申請

- ✓負担限度額認定 ✓特定負担限度額認定
- ✓高額介護サービス費受領委任払承認
- ✓社会福祉法人等による利用者負担軽減
- ✓境界層処置

更新締切日 6月30日(火)

問合 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番
☎6915-9859 FAX 6913-6235

国民年金基金のご案内

国民年金基金は、国民年金に年金を上乗せする公的な制度です。掛金は、年末調整や確定申告の際、社会保険料として全額が所得から控除されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

加入できる方

- ◆国民年金の第1号被保険者(自営業者などの人)で保険料を納めている20歳以上60歳未満の方
- ◆60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入されている方
- ◆海外居住されていて国民年金に任意加入されている方

問合 全国国民年金基金 大阪支部
☎0120-65-4192
※問合せ可能日時/月～金曜日(祝日を除く)
9時～17時

6月は「就職差別撤廃月間」です

《しない させない 就職差別》

面接で、本人や家族の出身地や職業、思想、信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

「就職差別110番」では採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行っています。

問合 大阪府 商工労働部 雇用推進室
☎6210-9518
※問合せ可能時間/
月～金曜日(祝日を除く)10時～18時
☑rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

令和2年度 国民健康保険料について

●保険料の決定●

令和2年度(令和2年4月から令和3年3月)国民健康保険料の決定通知書を6月中旬に送付します。6月中に届かない場合はご連絡ください。

なお、前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。下記までお問い合わせください。

令和2年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

国民健康保険料(年額)

	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料(※1)
平等割保険料(世帯あたり)	29,376円	9,892円	4,424円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数×24,372円	被保険者数×8,207円	介護保険第2号被保険者数×13,396円
所得割保険料	算定基礎所得金額×8.06%(※2)	算定基礎所得金額×2.78%(※2)	算定基礎所得金額×2.62%(※2)
最高限度額	61万円	19万円	16万円

※1 介護分保険料は、被保険者の中に40～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯のみにかかります。

※2 算定基礎所得は、前年中総所得金額等-33万円となります。

世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

●保険料の改定●

医療の高度化や高齢化の進展などにより、年々、医療費が増加しているため、その伸びに合わせて改定する必要があります(国民健康保険は加入者の医療等にかかる費用を国等からの公費2分の1、加入者の保険料2分の1でまかなうことが原則とされています)。令和元年度において、府の算定では大幅な保険料率改定が必要となり、一般会計からの繰入により激変緩和措置を講じて負担を抑えているため、令和6年度に府内統一保険料率に向けて、段階的に解消していく必要があります。令和2年度は、府の算定による医療費等の伸び約3%に激変緩和措置を段階的に解消するための約1%を加え、約4%改定します。

●保険料の減免●

令和2年度分から、大阪府内統一の基準・運用に合わせるため、退職、倒産、廃業、営業不振等にかかる減免の取り扱いが一部変更となります。

令和元年度分まで 減免事由該当者の前年中所得と今年中の見込所得をもとに、減免率・減免額を算出。

令和2年度分から 減免事由該当者を含むその世帯の国保加入者の前年中所得と今年中の世帯見込所得をもとに、減免率・減免額を算出します。

問合 窓口サービス課(保険年金) 3階③番 ☎6915-9956



各種無料相談日 6月

	相談名	日時	申込方法	場所
①	(※)法律相談 (弁護士)	予約制 6月12日(金)・26日(金) 13時～17時 (毎月第2・第4金曜日)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※24名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所 3階相談室
②	不動産相談 (宅地建物取引士)	予約制 6月9日(火) 13時～16時 (毎月第2火曜日)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分以内)	
③	司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など)	予約制 6月17日(水) 13時～16時 (毎月第3水曜日)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分以内)	
④	花と緑の相談 問合 鶴見緑地公園事務所 6912-0650	中止	次回は7月8日(水)予定 (毎月第2水曜日)	鶴見区役所 1階ロビー
⑤	ごみの出し方・リサイクル相談 問合 城北環境事業センター 6913-3960	6月16日(火) 14時～16時 (毎月第3火曜日)	当日会場にて受付。	
⑥	人権相談 (いじめ、差別、虐待、セクハラ、DVなど) 問合 総務課(教育) 6915-9734	予約一部 【平日】9時～21時 【日・祝】9時～17時30分	専門相談員が電話、FAX、メール、面談で相談をお受けします。鶴見区役所での相談をご希望の場合は事前にお申込みください(☎6532-7830) ※通話料は自己負担 ☎6531-0666 ☑7830@osaka-jinken.net	
⑦	こころの相談 (精神科医) 問合 保健福祉課(保健活動) 6915-9968	予約制 6月12日(金) 14時～15時30分 16日(火) 10時～12時	事前に電話または⑪番窓口にて受付(☎6915-9968) ※各日2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所 1階⑪番窓口
⑧	(※)日曜法律相談 (※)ナイター法律相談	予約一部 日曜法律相談は6月28日(日)都島区役所・西区役所で実施。ナイター法律相談は今月は実施されません。詳しくは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」(☎4301-7285)までお問い合わせください。		

※①⑧新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、区役所での法律相談、日曜法律相談、ナイター法律相談について対面相談を中止し、大阪市役所(市民局)での電話法律相談となる場合があります。